

# 四條畷学園短期大学学則

## 第 1 章 総 則

(理念・使命)

- 第 1 条 本学は、教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従い、「報恩感謝」を建学の精神、「人をつくる」を教育理念とし、知識の修得とともに実行能力の大切さを価値あるものと考え、礼儀、礼節を重んじ、品性人格が備わった人材の育成を使命とする。また、品格、一般教養および専門の学術技能を身につけ、地域社会で積極的に活躍できる生きた力を育むことを教育目標とする。
- 2 本学の設置する学科およびコースにおける人材の養成に関する目的、その他教育研究の目的については別に定める。

(自己評価等)

- 第 2 条 本学は、教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。
- 3 前項の点検および評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制については別に定める。

(教育内容等の改善)

- 第 3 条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施する。
- 2 前項の委員会については、別に定める。

## 第 2 章 学科・コース学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

- 第 4 条 本学に保育学科、ライフデザイン総合学科、ライフデザイン総合学科「総合福祉コース」を置く。

2 それぞれの学科の学生の定員は、次の通りとする。

学科名 \ 定員	入学定員	総定員
保育学科	100名	200名
ライフデザイン総合学科	80名	180名
〔うち、ライフデザイン総合学科 「総合福祉コース」〕		(20名)
合計	180名	380名

(修業年限及び在学年限)

第 5 条 本学の修業年限は保育学科、ライフデザイン総合学科、ライフデザイン総合学科「総合福祉コース」について2年とする。

2 保育学科、ライフデザイン総合学科、ライフデザイン総合学科「総合福祉コース」の学生は4年を越えて在学することはできない。

3 ライフデザイン総合学科においては、長期履修学生制度を設ける。

4 前項の実施に関し、必要な事項は別に定める。

### 第 3 章 学年、授業期間、学期及び休業日

(学年及び授業期間)

第 6 条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 1年間の授業期間は定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(学期)

第 7 条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第 8 条 休業日は次の通りとする。

- (1) 土曜日および日曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - (3) 学園創立記念日 4月11日
  - (4) 夏季休業日 8月1日から9月30日まで
  - (5) 冬季休業日 12月21日から翌年1月10日まで
  - (6) 春季休業日 3月21日から4月10日まで
- 2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

## 第4章 入学、休学及び退学

(入学の時期)

第9条 入学の時期は学年の始めとする。

- 2 前項の他にも、必要と認めた場合は学期の区分に従い入学することができる。

(入学資格)

第10条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、本学の入学選考に合格した者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

- (6) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (7) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる者
- (8) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が別に定める日以後に修了した者

（入学の出願）

第 1 1 条 本学に入学を志願する者は、入学願書に所定の書類及び検定料を添えて本学に提出しなければならない。提出の時期及び方法等については別に定める。

（入学者の選考）

第 1 2 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第 1 3 条 前条の選考に合格した者は、指定の期日までに本人の誓約書ならびに保護者および保証人連署の誓約書に所定の入学料その他必要な経費を添えて提出しなければならない。上記の手続を完了しない者には合格を取り消すことがある。

保証人はよくその任に堪えうる成年者で、独立の生計を営み、学生の在学中における一切の事項に関し、連帯の責任を負いうる者とする。

2 前項の手続を完了した者には入学を許可する。

（再入学、転入学等）

第 1 4 条 本学に再入学、転入学又は転科を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り選考の上、相当学年に入学を許可することがある。ただし、退学した者が再入学を志願しようとするときには、退学後2年以内に限り出願しうるものとする。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目ならびに修得した単位の取り扱い、在学すべき年数および資格の取得の取扱い等については、教授会の議を経て学長が決定する。

3 前項の実施については、ライフデザイン総合学科「総合福祉コース」は関係法令等により別に定める。

#### (休 学)

第 15 条 疾病又はやむを得ない事由により 3 ヶ月以上修学できないときは医師の診断書又は休学理由書を付し、保護者および保証人連署の上願い出、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

#### (休学の期間)

第 16 条 休学の期間はその学年を越えることができない。ただし、特別の事由があるときは、引き続き更に 1 年以内の期間延長を願い出ることができる。

2 各学科・コースとも休学の期間は通算して 2 年とする。

3 休学の期間は第 5 条第 2 項の在学年数に算入しない。

#### (復 学)

第 17 条 休学許可期間満了の者、又は休学期間中にその事由が消滅した者は、復学願いを提出し、学長の許可を得て復学することができる。

#### (退 学)

第 18 条 退学しようとする者は、その理由を記し、保護者および保証人連署の上願い出、学長の許可を得なければならない。

2 本学から他の大学に転学を希望する者は、保護者および保証人連署の上願い出、学長の許可を得なければならない。

#### (除 籍)

第 19 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

(1) 第 5 条第 2 項に定める在学年数を超えた者

(2) 第 16 条第 2 項に定める休学の期間を超えてなお復学できない者

- (3) 授業料その他の費用の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

## 第 5 章 教育課程及び履修方法等

(カリキュラムポリシー「教育課程編成・実施の方針」・授業科目)

第 20 条 各学科の教育目標を達成するため、以下のような方針に基づいてカリキュラム（教育課程）を編成する。

### ◎保育学科

- ・ 社会人として幅広い視野と保育に関する基本的な知識・技能を獲得するために基礎科目を設置する。
- ・ 保育者としての実践力を獲得するため、保育の専門的な方法論と知識を体系的に学ぶ教科科目および教職科目を設置する。
- ・ 子どもの情操教育に関する技能と感性を身につけるため、音楽・造形・身体表現の学習および研究を実践的に積み上げ、統合していく参加型の授業を実施する。
- ・ 身につけた専門的知識・技能を活用し、自ら保育の課題を見出し解決していく能力や姿勢を育てるため、卒業ゼミを特別研究科目として学科必修とする。
- ・ 現代社会の様々なニーズに対応するため、保育の近接領域に関する資格取得を支援する科目を設置する。

### ◎ライフデザイン総合学科

- ・ 次の3つのフィールドを設置する。基本的な知識・スキルを身につけることを目的とした基礎教育フィールド、現代社会を生きるための就業力を身につけることを目的としたキャリア・教育フィールド、個々人に適したライフデザインを探求することを目的とした専門教育フィールド。
- ・ 基礎教育フィールドでは、学科の学生全員が共通して獲得すべき

基本的な知識・スキルを学習するため、言語やマナー、人文教育、くらしと健康に関わる科目を設置する。

- ・キャリア教育フィールドでは、問題解決能力の向上を目指し、あわせて協働の力を高める科目を設置する。情報を収集し、分析し、人々と協力しながら、能動的に問題解決する力を身につけるため、グループ学習や討論を中心としたアクティブラーニングを行う。
- ・専門教育フィールドでは、幅広く専門的知識を学べるエリアを設置する。それぞれのエリアでは専門的知識を深めるのみにとどまらず、資格取得を奨励し、各種検定資格合格のための支援科目を設置する。
- ・全てのフィールドを通じて、社会の変化に対応した学習内容を提供することで、生涯を通じた向上心と、自分をとりまく現代社会への探究心を涵養する。獲得した知識・スキルをもとに、卒業後も人との関わりの中で新たなライフデザインを描き続ける能力を育成する。

#### ◎ライフデザイン総合学科「総合福祉コース」

- ・建学の精神である「報恩感謝」に基づき、いのちの尊さや人々の生き方や意義を尊重できるよう「いのち」や「くらし」を中心とした一般教育科目を設置する。
- ・社会人としての教養や信頼関係の確立に必要な知識を身につけるため、「日本語表現法」「社会のあり方とマナー」等を卒業必修科目とする。
- ・介護福祉士として、生活支援に必要な保健・医療・福祉などの専門科目を設置する。
- ・福祉職として必要な実践力や応用力を習得するために、演習・実習などを積極的に取り入れた授業を実施する。

授業科目については以下の通りとする。

授業科目の種類、単位数等は別表第1、第2、第3（教育課程表）及び別表第4（社会人リフレッシュフィールド）の通りとする。

(単位の計算方法)

第 21 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。  
ただし、別に定める授業科目については 22.5 時間または 30 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 演習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。  
ただし、別に定める授業科目については 22.5 時間または 15 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (3) 実験・実習及び実技については、45 時間の授業をもって 1 単位とする。  
ただし、別に定める授業科目については 30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(単位の授与)

第 22 条 授業科目を履修し、その科目の試験に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 授業への出席常でない者、あるいはその期の授業料その他の費用未納の者に対しては、単位を与えないことがある。
- 3 授業への出席状況によっては、単位を与えないことがある。詳細は別に定める。

(学習の評価)

第 23 条 学業成績の評価は、秀、優、良、可、不可を持って表し、可以上を合格とする。

## 第 6 章 卒 業 等

(卒業の要件)

第 24 条 本学を卒業するためには、保育学科、ライフデザイン総合学科、ラ



ライフデザイン総合学科「総合福祉コース」の学生は2年以上在学し、教育課程表に基づき、合計62単位以上を、修得しなければならない。

(卒業)

第25条 本学の保育学科、ライフデザイン総合学科、ライフデザイン総合学科「総合福祉コース」に2年以上在学し、本学に定める授業科目を履修し所定の単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。但し、在籍中の者から留年の申し出があった場合、教授会の議を経て、学長が留年を許可することがある。

(学位の授与)

第26条 建学の精神「報恩感謝」ならびに教育理念「人をつくる」に基づいた人間力を身につけ、一般教養教育、専門教育、キャリア教育の各領域において求められる基本的知識、技術や技能を修得し、所定の単位を取得して卒業要件を満たした者に短期大学士の学位を与える。卒業時には、学修したことを基本的に活用することで、以下の能力が備わっていることを目指す。

1. 善良な市民として高い倫理観を持ち、礼儀・礼節を備えている。
2. 豊かなコミュニケーション力がある。
3. 実行しながら考え、何事にも積極的姿勢を示している。
4. 自ら考え、課題解決するための基本的能力を備えている。
5. 自己を確立して、生涯学び続ける意欲を持っている。

(資格の取得)

第27条 本学において取得することができる免許状および資格の種類は次の通りとする。

学 科 名	免許証及び資格の種類
保 育 学 科	幼稚園教諭2種免許状 保育士資格
ライフデザイン総合学科 「総合福祉コース」	介護福祉士国家試験受験資格

- 2 前項の免許状を修得しようとする者は、第24条の規定によるほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目を履修して、所定の単位を修得しなければならない。履修方法は別に定める。
- 3 保育学科に属する者が保育士資格を取得しようとする場合は、児童福祉法施行令および児童福祉法施行規則に定める単位を修得しなければならない。履修方法は別に定める。
- 4 保育士養成課程を履修することができる者は1学年当り100名とする。
- 5 ライフデザイン総合学科「総合福祉コース」に属する者が介護福祉士国家試験受験資格を取得しようとする場合は、社会福祉士介護福祉士学校指定規則に定める単位を取得しなければならない。履修方法は別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

- 第28条 他の大学又は短期大学（外国の大学及び短期大学を含む。）を卒業又は中途退学し、新たに本学の第1年次に入学した学生の当該の大学又は短期大学における既修得単位については、教育上有益であると認めるときは、本学において修得したものとして認定することができる。ただし、第4条に定める修業年限を短縮することはできない。
- 2 前項により認定することのできる単位数は、転学等の場合を除き、合わせて30単位を越えないものとする。
  - 3 前2項に定めるほか、本条による単位認定に関し必要な事項は別に定める。

(外国の短期大学・大学における授業科目の履修等)

- 第29条 本学は、教育上有益と認めるときは、外国の短期大学または大学との協議により、学生に休学することなく当該短期大学等に留学し学修することを認めることがある。
- 2 前項の規定により学生が留学をして得た学修の成果については、30単位を超えない範囲で、本学において修得した単位とみなすことができる。
  - 3 前2項の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

(他の短期大学・大学における授業科目の履修等)

第 30 条 本学は、教育上有益と認めるときは、本学の定めるところにより他の短期大学または大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により認定することができる単位数は、30 単位を超えないものとする。

3 前 2 項の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

(他の短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第 31 条 本学は、教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は高等専門学校専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第 1 項及び第 2 項により修得したものとみなした単位数と合わせて 30 単位(3 年制 4 6 単位)を超えないものとする。

(他の短期大学等において修得した単位の本学における単位認定の限度)

第 32 条 前 3 条の規定により他の短期大学等または外国の短期大学等において修得したと認めることのできる単位数は、すべてを合わせて、30 単位を超えない範囲とする。

## 第 7 章 検定料、入学料、授業料

(検定料、入学料、授業料等)

第 33 条 本学の検定料、入学料、授業料等は別に定める。

(授業料の納入期)

第 34 条 授業料は次の 2 期に分けて納入しなければならない。

ただし、特別の事情があると認められる者には、延納を認めることがある。

前学期 総額の 2 分の 1 納 期 4 月 30 日

後学期 同 上 納 期 10月31日

(退学及び停学の場合の授業料)

第 35 条 学期の途中で退学し又は除籍された者の当該期分の授業料は徴収する。

2 停学期間中の授業料は徴収する。

(休学の場合の授業料)

第 36 条 休学の期間が学期全体に及ぶ場合は、その学期の授業料を免除する。

(復学の場合の授業料)

第 37 条 復学した者は、当該期分の授業料を、復学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第 38 条 学年の途中で卒業する見込の者は、卒業する見込の月を含む当該期分の授業料を納付するものとする。

(納付した検定料及び入学金)

第 39 条 納付した検定料、入学金は返付しない。

## 第 8 章 教 職 員 組 織

(教職員組織及び職務等)

第 40 条 本学に学長、副学長、学科長、コース長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な職員を置く。

2 学長は本学の全ての校務をつかさどり、全ての所属教職員を統督する。

3 副学長は、学長の指示あるときは、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。なお、副学長がつかさどる校務については学長が別に定める。

## 第 9 章 教 授 会

(教授会の設置、構成、議事録、報告等)

第 41 条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会は学長、副学長、学科長（コース長）および教授をもって組織する。必要あるときは、准教授、講師及び助教を加えることができる。
- 3 議事録は、事務長が作成し、事務室に備え付けておかねばならない。
- 4 学長は、教授会における決定事項を理事長に報告し、必要に応じ学校法人四條畷学園の関係部署に通知する。

(教授会の招集)

第 42 条 教授会は学長が必要と認めたとき、又は教授会の構成員の3分の2以上の要求があったとき、学長がこれを招集する。

- 2 学長は、教授会の議長となる。学長に事故あるとき、又は学長が欠けたときは、あらかじめ学長が指名した者が、その職務を代理しまたその職務を行う。
- 3 定例教授会は休業月を除き、月1回開催する。
- 4 臨時教授会は必要に応じ、随時開催する。

(教授会の成立及び議決)

第 43 条 教授会は構成員の3分の2以上の出席によって成立する。

- 2 議事は出席人数の過半数をもってこれを決する。可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 休職中の者その他長期にわたって出席できない者は、前項の定足数から除く。

- 4 議長は教授会構成員に直接の利害関係のある事項について審議するときは、当該構成員の退席を求めることができる。

(教授会の審議事項)

第 44 条 教授会は本学の以下に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) (1)(2)の他、教育・研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定める事項

- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育・研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

## 第10章 科目等履修生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第 45 条 本学の学生以外の者で、本学の授業科目を履修することを希望する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて、選考の上、科目等履修生として履修を許可することがある。

- 2 前項で履修を許可された科目等履修生に対し、単位を与えることができる。単位の授与については、第 21 条及び第 22 条の規定を準用する。

- 3 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第 46 条 外国人で、短期大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生についての必要な事項は別に定める。

## 第11章 賞 罰

(表 彰)

第 47 条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰する。

(懲 戒)

第 48 条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は訓告、停学および退学とする。
- 3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。
  - (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
  - (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
  - (3) 正当な理由がなく出席常でない者
  - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

## 第12章 図 書 館

(図書館の設置、その他)

第 49 条 本学に図書館を附設する。

- 2 図書館について必要な事項は別に定める。

付則 この学則の改正は、昭和63年4月1日より施行する。

付則 この学則の改正は、平成元年4月1日より施行する。

付則 この学則の改正は、平成2年4月1日より施行する。

但し平成2年4月1日以前の入学者については、第25条、第26条の規

定を除き従前の規定によるものとする。

- 付則 1. この学則の改正は、平成3年4月1日より施行する。
2. 第2条に規定する教養学科の学生定員は平成12年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科・ 専攻	平成3年度		平成4年度～ 平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
教養学科	260	390	260	520	130	390

付則 この学則の改正は、平成4年4月1日より施行する。

付則 この学則の改正は、平成5年4月1日より施行する。

付則 この学則の改正は、平成6年4月1日より施行する。

付則 この学則の改正は、平成7年4月1日より施行する。

付則 この学則の改正は、平成8年4月1日より施行する。

付則 この学則の改正は、平成9年4月1日より施行する。

付則 この学則の改正は、平成10年4月1日より施行する。

付則 この学則の改正は、平成11年4月1日より施行する。

付則 1. この学則の改正は、平成12年4月1日より施行する。

付則 2. 第2条に規定する教養学科の学生定員は平成16年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
教養学科	164	424	148	312	132	280	116	248	100	216



付則 この学則の改正は、平成13年4月1日より施行する。

付則 1 この学則の改正は、平成14年4月1日より施行する。

2 改正後の別表「教育課程表」は平成14年度入学生より適用する。

3 第2条に規定する教養学科の学生定員は平成16年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科	平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
教養学科	118	266	109	227	100	209

付則 この学則の改正は、平成15年4月1日より施行する。

付則 この学則の改正は、平成16年4月1日より施行する。

付則 この学則の改正は、平成17年4月1日より施行する。

付則 この学則の改正は、平成18年4月1日より施行する。

付則 この学則の改正は、平成19年4月1日より施行する。

付則 この学則の改正は、平成20年4月1日より施行する。

付則 この学則の改正は、平成21年4月1日より施行する。

付則 この学則の改正は、平成22年4月1日より施行する。

付則 この学則の改正は、平成23年4月1日より施行する。

付則 この学則の改正は、平成24年4月1日より施行する。

付則 この学則の改正は、平成25年10月1日より施行する。

付則 この学則の改正は、平成26年4月1日より施行する。

付則 この学則の改正は、平成27年4月1日より施行する。

付則 この学則の改正は、平成28年4月1日より施行する。

付則 この学則の改正は、平成29年4月1日より施行する。

## ＜別表＞学則第1条の2項

### ★学科およびコースにおける人材の養成に関する目的、その他教育研究の目的

#### ☆保育学科

1. 今日の幼児教育、保育が直面する多くの課題や現代社会の様々なニーズに対応できる専門的知識と技能を習得し、それらを実践する力をもった質の高い保育者を養成する。
2. 子どもの情操教育に力を発揮することができる技能と感性を備えた保育者を養成する。
3. 礼儀、礼節を重んじ、社会人としての深い教養を身につけた人間性豊かな保育者を養成する。

#### ☆ライフデザイン総合学科

1. 現代社会を生きるための基本的な知識・スキルが身についた人材を育成すること。
2. 専門性の高い資格取得を目指し、将来の人生設計(ライフデザイン)ができる人材を育成すること。
3. 思いやりの心をもった協調性とコミュニケーション能力の高い人材を育成すること。

#### ☆ライフデザイン総合学科「総合福祉コース」

1. 専門職として必要な職業倫理を身につけるとともに、知識と技術を習得し、それらを実践する技能をもった介護福祉士を養成する。
2. 広く地域に貢献する意義と役割を自覚できるとともに、人々の生き方を尊重し、生活を支える福祉職を養成する。
3. 誠実と信頼を尊び、他者理解の感性を備え、何事にも自主性と積極性を発揮できる社会人を養成する。
4. 自己の感性と教養を高め、礼儀、礼節を重んじることができる人間性豊かな社会人を養成する。

## 学則第23条(学習の評価) 補足説明:本学のGPA について

### ★ 評価とGPA 制度について

#### (1) GPA導入の主旨

本学は学生の主体的な学修を推進するためにGPA制度を導入する。

学生が、将来を見据えた学修計画を立て、それに基づいて授業に積極的に参加し、学力の向上に努めることを期待する。

授業中のみならず、授業前・授業後にも十分に学修や研究に臨めるよう無理のない適切な履修計画を立て、確かな知識、技能、学力を身につけるよう努めることを期待する。

#### (2) GPAとは

- GPAとはGrade Point Average (グレード・ポイント・アベレージ) の略で、履修したGPA 対象科目の成績を平均値化したものである。このGPAは学修の量ではなく質を評価する成績評価の国際標準である。
- 5段階評価で成績をつける科目で、卒業所要単位に算入されるものはGPA対象科目となる。
- 他大学から編入学または転入学した際の既修得単位認定科目はGPA対象科目とはならない。
- 転学科以前に修得した科目であっても、転学科後に卒業所要単位に算入される科目はGPA対象科目となる。
- 成績評価(秀、優、良、可、不合格)を成績値(グレード・ポイント、以下GPTと略す)に換算してGPA(成績平均値)を算出することで、対外的にも通用する成績評価となる。
- 学生指導の際、教員はGPAを参考にすることがある。

#### (3) 学期GPA と累積GPA

- GPAは学期ごとの学期GPAと、入学後に履修した全てのGPA対象科目の累積GPAが算出される。
- 学期GPAによって各学期で履修したGPA対象科目における到達度を理解できる。また、累積GPAと学期GPAを比較検討することによって、学業成績を総

合的に判断できる。

- ・ GPAは成績通知書に記載される。
- ・ 学期GPAと累積GPAはUNIPAの成績照会で確認することができる。

#### (4) GPAの算定基準

- ・ 表で示したように、各GPA対象科目の得点を5段階（4，3，2，1，0）のGPに換算する。受験不可あるいは受験しなかったGPA対象科目のGPは0となる。
- ・ 再履修して合格となった場合でも過去の不合格履歴が累積GPAの算出対象となる。
- ・ 追試験・再試験を受験したGPA対象科目は、その評価をGPに換算する。

評点	評価	グレードポイント(GP)	合否
100-90点	秀	4	合格
89-80点	優	3	
79-70点	良	2	
69-60点	可	1	
59-0点	不可	0	不合格
失格	失格	0	—

#### (5) GPAの算出式

- ・ 各GPA対象科目の成績評価（得点）をGPに換算し、これに科目の単位数を掛けた数の総和を、当該学期で履修登録したGPA対象科目の単位数の総和で割ったものがGPAである。
- ・ GPAは履修登録した全てのGPA対象科目が対象となるので、不可や失格が多い場合はGPAが低くなる。そのため履修辞退する場合は、所定の期日までに忘れずに手続きを行うこと。
- ・ GPAの計算方法は以下のとおりである。

$$\text{GPA} = \frac{(\text{GPA対象科目のGP} \times \text{単位数}) \text{の総和}}{\text{GPA対象科目の単位数の総和}}$$

(具体例)	秀の成績の単位数の合計	12 単位	・・・	4ポイント	×	12単位	=	48	
	優の成績の単位数の合計	18 単位	・・・	3ポイント	×	18単位	=	54	
	良の成績の単位数の合計	8 単位	・・・	2ポイント	×	8単位	=	16	
	可の成績の単位数の合計	6 単位	・・・	1ポイント	×	6単位	=	6	
	不可の成績の単位数の合計	2 単位	・・・	0ポイント	×	2単位	=	0	
	失格の成績の単位数の合計	2 単位	・・・	0ポイント	×	2単位	=	0	
<hr/>									
	GPA 対象科目の単位数の総和	48単位		計	124ポイント				
	GPA	=	124	÷	48	=	2.58	≒	2.6 (四捨五入する)
全GPA対象科目が秀であればGPAは4となり(最高得点)、全GPA対象科目が良であればGPAは2となる。									

#### (6) 本学GPA 制度の要点

- ・ 不合格となったGPA 対象科目のGP は0 とし、GPA 算出の対象となる。
- ・ 再履修をして合格となった場合でも、過去の不合格履歴が累積GPA に反映される。
- ・ GPA の値は、小数点第1位まで(小数点以下第2 位は四捨五入) 算出する。
- ・ 本学では、学期GPA と入学時からの累積GPA を算出する。
- ・ GPA は成績通知書に記載される。

#### 学則第23 条補足説明

##### ★「学修成果評価表」について

###### 学修成果評価表

本学は、GPA制度の導入と、ディプロマポリシーや学科の教育目標に基づいて新たに設定した「各学科の教育目標に基づき学生が各教科で達成すべき目標(教育研究上の目的)」(以後「教育研究上の目的」と表記)の明文化を行っている。

GPAは学生の学修成果を測る指標として、各学期に習得した卒業にかかわる

教科の学修成果、到達度を客観的・相対的に見ることができる。

また、「教育研究上の目的」は、本学のディプロマポリシーを達成するために、各学科の教育目標に基づいて作成したもので、各授業科目に配当することにより、学生は授業を通して目的達成を目指すことができる。

以上2点を踏まえ、「教育研究上の目的」に対する学生の到達度を評価する資料として「学修成果評価表」を作成する。

これは、学生の学修成果について「教育研究上の目的」の観点から照射し、「目的」別に質的・量的な数値化により可視化したものである。学生に「教育研究上の目的」別の学修状況を認識させることを通して、「教育研究上の目的」到達に向けた意識の向上を図り、各学科の教育目標、ひいては本学のディプロマポリシーの真の達成を促すことを目的とする。

#### 学修成果評価表の要項

- 1、「教育研究上の目的」達成の指標として、各学科が掲げる「教育研究上の目的」（①～⑥または①～⑤）に属する科目群ごとに、各授業科目の評点を単位数により加重平均して得られた点数（以後「目的別評点平均」と記す）を算出する。
- 2、「学修成果評価表」には目的別評定平均のほか、そのレーダーチャート、その算出表、目的別履修単位数、およびその棒グラフを掲載し、学生が「教育研究上の目的」別到達度を一見して理解できるようにし、以後の意欲的学修に資するものとする。
- 3、1年前期の成績確定後から2年後期の成績確定まで4回作成する。1年後期以後はこれまでの学期に履修したすべての科目を累積して算出する。
- 4、この「学修成果評価表」は従来の成績表とともに学生の履修指導の資料として活用する。
- 5、各授業科目のシラバスにも「教育研究上の目的」を付記し、学生や教科担当者が常に授業を通して「教育研究上の目的」を意識するようにする。